

高槻市行政不服等審査会
会長 松本和彦様

高槻市長 濱田剛史



高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく
個人情報の目的外利用について（報告）

平成15年10月7日付け高個議第14号答申に基づき、令和4年度における個人情報の目的外利用に係る実績について、下記のとおり御報告します。

記

1 運用実績（類型別件数）

類 型	目的外利用する情報	件数
1 栄典等の選考又は委員等の選任	委員名簿、関係団体役員名簿	1
2 式典等の案内状の送付	関係団体役員名簿	2
3 児童手当や公費医療の給付	税情報	0
4 医療保険・介護保険等の給付	税情報	0
5 国民年金保険等の減免措置	税情報	0
6 関係部署間の相互調整	福祉・保険・医療情報	4
7 選挙人名簿・市営バス乗車証等の対象者把握	住民基本台帳	5
8 無記名アンケート	住民基本台帳	2
9 所管事業の地域への周知	自治会長名簿等	44
10 発送物の宛先把握	宛名マスター	1
合 計		59

2 目的外利用の内容
別紙のとおり

3 参考資料

平成15年10月7日付け高個議第14号答申書「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について」

令和4年度における個人情報の目的外利用の内容

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

	目的外利用をした課等	目的外利用の概要					目的外利用した個人情報について	
		答申の 類型 (番号)	個人情報の取得日	個人情報の種類	業務名	業務に利用する理由	台帳等の名称	台帳等を保有している課
1	市長室	1	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	氏名、住所及び生年月日 (表彰事務のみ職業、役職名等)	表彰・感謝状事務	高槻市表彰及び感謝状の選考・授与のため	各課保有の氏名、住所及び生年月日(表彰事務のみ職業、役職名等)	名簿保有課
2	アセットマネジメント推進室	9	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	集会所用地貸付業務	自治会集会所敷地として土地を貸し付けているものについて、契約に関する事項等を確認するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
3	市民税課	9	令和4年11月17日	自治会長の住所及び氏名並びに地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び連絡先	所得税の確定申告	確定申告における市内出張相談会のお知らせ文書を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
4	資産税課	9	令和4年8月16日	自治会長及び地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	固定資産税・都市計画税減免申請の提出	自治会及びコミュニティ協議会が使用している公民館等の減免申請書を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
5	コミュニティ推進室	2	令和4年12月2日	氏名、住所及び役職名等	高槻市民憲章記念式典	高槻市民憲章記念式典に係る案内状発送のため	各課保有の氏名、住所、役職名等	名簿保有課
6	市民生活相談課	8	令和4年8月8日	氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	令和4年度 関西大学との共同による市民意識調査	令和4年度関西大学との共同による市民意識調査実施に際し、調査票を郵送するため	住民基本台帳	市民課
7	市民生活相談課	8	令和4年11月9日	氏名、住所、生年月日、性別及び郵便番号	令和4年度 高槻市市民意識調査	令和4年度高槻市市民意識調査実施に際し、調査票を郵送するため	住民基本台帳	市民課
8	市民課	9	令和4年4月26日 令和4年5月16日	自治会長の氏名、住所及び電話番号並びに地区コミュニティ代表者の氏名、住所及び電話番号	町名地番改正調査委員会	委員推薦の依頼について協力を求めるため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
9	環境政策課	9	令和4年4月25日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	高槻市ダイオキシン類調査業務	前島公民館での調査協力を依頼するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
10	資源循環推進課	9	令和5年2月1日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	廃棄物減量等推進員事業	令和5年度高槻市廃棄物減量等推進員の推薦依頼のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
11	清掃業務課	2	令和4年8月 令和5年3月	文化振興登録団体代表者の住所及び氏名	環境美化推進デー	環境美化推進デー(秋季・春季)に係る通知文書を送付するため	文化振興登録団体名簿	文化スポーツ振興課
12	清掃業務課	9	令和4年8月 令和5年3月	自治会長の住所、氏名、電話番号及び自治会の世帯数並びに地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	環境美化推進デー	環境美化推進デー(秋季・春季)に係る通知文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
13	清掃業務課	9	令和4年4月21日	自治会長の住所、氏名及び電話番号	美化推進事業	自治会からの要望内容の聞き取りのため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
14	清掃業務課	9	令和4年4月22日 令和5年3月7日 令和5年3月17日	自治会長の住所、氏名、電話番号、班数及び回覧数	ごみ収集業務	ごみの分別啓発のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
15	清掃業務課	9	令和4年6月10日	自治会長の住所、氏名、電話番号、班数及び回覧数	ごみ収集業務	ごみ集積場補強修繕の周知のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
16	福祉政策課	9	令和4年10月	自治会長の氏名及び住所	戦没者追悼式	戦没者追悼式の案内状を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
17	国民健康保険課	6	毎月	氏名、生年月日及び介護保険サービス情報	レセプト点検業務	医療保険と介護保険を併給している者について、突合点検を行うことにより、給付の適正化を図るため	医療給付情報突合リスト	長寿介護課

	目的外利用をした課等	目的外利用の概要					目的外利用した個人情報について	
		答申の種類(番号)	個人情報の取得日	個人情報の種類	業務名	業務に利用する理由	台帳等の名称	台帳等を保有している課
18	国民健康保険課	6	令和4年度中(随時確認)	障害者手帳の種類、交付日及び有効期間	後期高齢者医療資格確認業務	後期高齢者医療保険障害認定の有効終了年月日経過者の更新状況を確認するため	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳対象者一覧	障がい福祉課
19	長寿介護課	7	令和4年度中(随時確認)	個人コード、氏名、性別、生年月日、年齢及び住所	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書送付	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書を送付するに当たり、発送対象者を把握するため	住民基本台帳	市民課
20	長寿介護課	10	令和4年度中(随時確認)	個人コード、氏名、生年月日及び住所	市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書送付	対象者へ市営バス高齢者無料・割引乗車券交付申請書を発送するため	宛名マスター	市民課
21	障がい福祉課	6	令和4年11月15日	特別児童扶養手当情報(特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的手当)情報	障がい者手当受給者への特別支援給付金	左記事業を実施するに当たり、手当の認定情報や口座情報等を参照する必要があったため	特別児童扶養手当受給者台帳テーブル 国手当台帳テーブル	障がい福祉課
22	子ども育成課	6	令和4年6月7日	児童扶養手当情報	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	左記事業を実施するに当たり、児童扶養手当の認定情報や口座情報等を参照する必要があったため	児童扶養手当受給者台帳	子ども育成課
23	子ども育成課	7	令和4年11月17日から令和5年3月30日まで	個人コード、世帯番号、氏名、生年月日、性別、続柄、郵便番号、住所、住民となった日、住民となった事由、住民でなくなった日及び住民でなくなった事由	高槻市就学前児童への臨時給付金事業	支援対象者を確認し、申請書を送付するため	住民基本台帳	市民課
24	保育幼稚園事業課	9	令和4年6月15日 令和4年9月13日	(富田①②、赤大路①)の自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに自治会の世帯数、班数及び回覧数	富田認定こども園(富田幼稚園・富田保育所を総合民営化)開設に向けた施設整備等についての説明会	富田認定こども園の開設に当たり近隣の自治会へ説明会等の個別案内を行うため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
25	審査指導課	9	令和4年6月16日	自治会長並びに地区コミュニティ代表者の住所及び氏名	木造建築物耐震化事業	令和4年度安全・安心住まいの耐震・リフォームの個別相談会と展示会の開催に向けて、市内全自治会及びコミュニティに回覧文書(開催案内)を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
26	審査指導課	9	令和4年10月24日	自治会長並びに地区コミュニティ代表者の住所及び氏名	ブロック塀等撤去補助事業	ブロック塀等の撤去促進に向けて市内全自治会及びコミュニティに回覧文書(ブロック塀の安全確保に向けた手引き及び補助金案内チラシ)を送付するため	自治会長名簿 地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
27	住宅課	9	令和4年5月17日	自治会長の住所及び氏名	三世代ファミリー定住支援補助金及びマイホーム借上げ制度説明会	「三世代ファミリー定住支援補助金」及び「マイホーム借上げ制度説明会」について、地域への制度の周知・協力を求めるため	自治会長及び地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
28	住宅課	9	令和4年8月24日	自治会長の住所及び氏名	分譲マンションセミナー、空家の管理・活用講座及びマイホーム借上げ制度説明会	「分譲マンションセミナー」、「空家の管理・活用講座」及び「マイホーム借上げ制度説明会」について、地域への制度の周知・協力を求めるため	自治会長及び地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
29	管理課	9	令和4年度中(案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	街路灯修繕及び新設等の工事業務	要望対応等や工事実施に当たり、地域住民への周知について自治会長の協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
30	管理課	9	令和4年度中(案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	不法占用関連業務	自治会を通じて不法占用の是正を図るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
31	管理課	9	令和4年度中(案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	地籍調査関連業務	業務内容を周知するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室

	目的外利用をした課等	目的外利用の概要					目的外利用した個人情報について	
		答申の種類(番号)	個人情報の取得日	個人情報の種類	業務名	業務に利用する理由	台帳等の名称	台帳等を保有している課
32	管理課	9	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	境界確定関連業務	境界確定について連絡するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
33	道路課	9	令和4年度中 (各工事実施前に確認)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	各発注工事	工事実施に当たり、地域住民 への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
34	公園課	9	令和4年度中 (随時確認)	自治会長の氏名、住所 及び電話番号	公園整備工事	事業等実施に当たり、地域住 民への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
35	下水河川事業課	9	令和4年度中 (各工事実施前に確認)	自治会長の住所、氏名 及び電話番号	各発注工事	工事実施に当たり、地域住民 への周知について自治会長の 協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
36	農林緑政課	9	令和4年8月25日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに各 自治会の回覧数	クビアカツヤカミ キリ啓発チラシの 回覧	クビアカツヤカミキリに 関する啓発チラシを回覧し、地域 住民への周知を図るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
37	農林緑政課	9	令和4年12月13日	自治会長の住所、氏名 及び自治会の回覧数	鶺鴒のヨシ原焼き	「鶺鴒のヨシ原焼きの実施」 について、地域への周知を図 るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
38	農林緑政課	9	令和5年3月1日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに自 治会の世帯数及び回覧 数	緑の募金運動	「緑の募金運動実施」につい て、地域への周知協力を求め るため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
39	農林緑政課	9	令和4年10月19日	自治会長の住所、氏名 及び電話番号並びに自 治会の世帯数及び回覧 数	高槻市農林業祭実 行委員会	第49回高槻市農林業祭の開 催について、地域への周知及 び案内をするため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
40	産業振興課	7	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	個人コード、世帯番 号、氏名、生年月日、 性別、続柄、郵便番 号、住所、住民となっ た日、住民となった事 由、住民でなくなった 日及び住民でなくなっ た事由	プレミアム付商品 券事業	プレミアム付商品券の購入引 換券及びデジタル商品券の登 録ID通知送付宛名作成のため	住民基本台帳	市民課
41	産業振興課	7	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	氏名、住所、生年月日 及び性別	障がい者雇用奨励 金	障がい者雇用奨励金の交付要 件を確認するため	住民基本台帳	市民課
42	文化財課	9	令和5年2月10日	自治会長の氏名、住所 及び電話番号	清福寺太子堂の剪 定及び行政財産使 用許可	指定文化財の清福寺太子堂の 樹木剪定の案内及び行政財産 使用許可の更新依頼を行うた め	自治会長名簿	コミュニティ推進室
43	文化財課	9	令和4年7月28日 令和5年3月14日	自治会長の氏名、住所 及び電話番号	いましろ大王の杜 クリーンアップ	いましろ大王の杜クリー ンアップのお知らせ配布のため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
44	文化スポーツ振興課	9	令和4年11月1日	自治会長の氏名、住所 及び電話番号	高槻シティハーフ マラソン	マラソン大会開催に伴う交通 規制の協力依頼をするため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
45	歴史にざわい推進課	9	令和4年5月13日 令和4年5月20日 令和4年6月17日 令和4年8月19日	自治会長の氏名及び住 所	安満遺跡公園管理 事業	事業周知の為	自治会長名簿	コミュニティ推進室
46	歴史にざわい推進課	9	令和4年5月26日	自治会長の氏名及び住 所	高槻城公園整備事 業	工事のお知らせの為	自治会長名簿	コミュニティ推進室

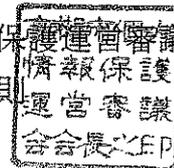
	目的外利用をした課等	目的外利用の概要					目的外利用した個人情報について	
		答申の 類型 (番号)	個人情報の取得日	個人情報の種類	業務名	業務に利用する理由	台帳等の名称	台帳等を保有している課
47	歴史にぎわい推進課	9	令和4年8月24日	自治会長の氏名及び住所	市民会館建替事業	事業周知の為	自治会長名簿	コミュニティ推進室
48	歴史にぎわい推進課	9	令和5年1月10日	自治会長の氏名及び住所	市民会館建替事業	開館記念式典周知の為	自治会長名簿	コミュニティ推進室
49	歴史にぎわい推進課	9	令和5年2月15日	自治会長の氏名及び住所	市民会館建替事業	劇場内覧会周知の為	自治会長名簿	コミュニティ推進室
50	選挙管理委員会事務局	9	令和4年6月中	自治会長の住所、氏名及び電話番号	第26回参议院議員通常選挙	関係地区自治会長に対し、ポスター掲示場の設置許可申請を行うため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
51	選挙管理委員会事務局	9	令和4年6月中	地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	第26回参议院議員通常選挙	各コミュニティ代表者に対し、当日投票立会人の推薦を依頼するため	地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
52	選挙管理委員会事務局	9	令和5年3月中	自治会長の住所、氏名及び電話番号	第20回統一地方選挙	関係地区自治会長に対し、ポスター掲示場の設置許可申請を行うため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
53	選挙管理委員会事務局	9	令和5年3月中	地区コミュニティ代表者の住所、氏名及び電話番号	第20回統一地方選挙	各コミュニティ代表者に対し、当日投票立会人の推薦を依頼するため	地区コミュニティ代表者名簿	コミュニティ推進室
54	選挙管理委員会事務局	9	令和5年3月中	自治会長の住所、氏名及び電話番号	第20回統一地方選挙	関係地区自治会長に対し、投票所変更案内チラシ等の回覧を依頼するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
55	地域教育青少年課	7	令和4年9月15日	対象年齢に適合する者の郵便番号、住所、氏名及び生年月日	高槻市二十歳のつどい	年齢要件を確認し、対象者に案内を送送する必要があるため	住民基本台帳	市民課
56	管路整備課	9	令和4年度中 (案件発生ごとに随時)	自治会長の住所、氏名及び電話番号	各発注工事	工事実施に当たり、地域住民への周知について自治会長の協力を求めるため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
57	消防総務課	9	令和4年11月18日	市立第一中学校周辺自治会、桃園コミュニティ協議会、高槻地区連合自治会の住所、氏名及び回覧数	消防出初式業務	消防出初式に係る案内文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
58	中消防署	9	令和4年8月2日	高槻市内全自治会（中消防署管内）自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに世帯数及びその他（自治会の班数等）	自治会における消防訓練実施の推進	火災予防啓発文書及び消防訓練依頼文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室
59	北消防署	9	令和4年8月2日	高槻市内全自治会（北消防署管内）自治会長の住所、氏名及び電話番号並びに世帯数及びその他（自治会の班数等）	自治会における消防訓練実施の推進	火災予防啓発文書及び消防訓練依頼文書を送付するため	自治会長名簿	コミュニティ推進室



高 個 議 第 1 4 号
平成15年10月7日

高槻市長 奥本 務 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 村上 武則



答 申 書

平成15年8月19日付け高個人第599号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

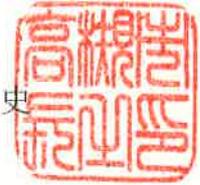
審 議 件 名	公務の執行のため又は住民の福祉向上のため特に必要のある目的外利用について
分 類	条例第10条第2項第5号の規定による目的外利用
審 議 日	平成15年8月26日
審 議 結 果	承 認
内 容	
<p>下記の類型に掲げる個人情報の目的外利用については、条例第10条第2項第5号に規定する「公務の執行のため又は住民の福祉向上のため、特に必要がある」場合に該当すると認めるので、今後、原則として当審議会の意見を求める必要はない。ただし、次のような条件を付する。</p> <p>(1) 各類型に該当するか否かの判断がつきがたい事務や、慎重な取扱いを要する事務については、当審議会の意見を求めること。</p> <p>(2) 各類型に該当して目的外利用する個人情報は、必要最小限とすること。</p> <p>(3) 各類型に該当すると判断して目的外利用をしたときは、その旨を当審議会に報告すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 栄典、表彰等の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、人選に必要な範囲内で個人情報を利用する場合。ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>2 市が開催する式典等の案内状を送付するために、審議会、関係団体の役員等の名簿を利用する場合。ただし、当該個人が送付を拒んでいる場合を除く。</p> <p>3 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、老人・障害者・母子家庭・乳幼児の医療費助成、奨学金の貸付、</p>	

就学援助など、所得制限のある給付について、所得制限を満たしているか否かを確認するために、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。

- 4 国民健康保険料、高額療養費、介護保険料、保育料、市営住宅の家賃、居宅生活支援費・施設訓練等支援費の利用者負担額、補装具・日常生活用具、更正医療等の給付に係る本人負担額など、対象者・対象世帯の所得状況に応じた階層区分によってその額が決定される場合において、対象者・対象世帯の所得状況を確認するため、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。
- 5 国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料などの減免措置の適用について、所得要件を確認するために、市の税務担当課の課税資料を利用する。ただし、市が職権で所得状況を調査することについて法令又は条例の定めがない場合は、申請書等に明記して、本人同意を得ること。
- 6 介護保険料の賦課・徴収や認定・給付について生活保護の状況、老齢福祉年金受給状況、老人保健の状況、国民健康保険料の納付状況を参照する、就学援助の認定のために生活保護法による教育扶助を参照するなど、相互に調整を要する福祉・保険・医療等の事務において、必要な情報を参照する。
- 7 乳幼児健康診査、学齢簿、選挙人名簿、介護保険、高齢者の市営バス無料乗車証、敬老祝品等の対象者を把握するために、年齢要件、居住要件等により住民基本台帳、外国人登録原票から該当者を抽出する。
- 8 市民の意向を市政に反映させるため、市が市民の無記名アンケート調査を実施する際に、アンケートの対象者を住民基本台帳、外国人登録原票から無作為抽出する。ただし、対象者を住民基本台帳、外国人登録原票から無作為抽出したこと、調査目的以外には使用しないことを、アンケート用紙に明記すること。
- 9 所管する事務事業の内容を、地域への周知について自治会長の協力を求めるため、自治会長名簿を利用する。
- 10 所管する事務事業の対象者への郵便物等の発送に際し、住民基本台帳等から抽出したデータによって作成した「宛名情報」データベースによって、対象者の転居、転出、死亡などの事実を把握する。

高槻市行政不服等審査会
会長 松本和彦様

高槻市長 濱田剛史



高槻市個人情報保護運営審議会で承認された類型に基づく個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について（報告）

令和元年11月29日付け令和元年度答申第4号に基づき、令和4年度における個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について係る実績について、下記のとおり御報告します。

記

1 運用実績（類型別件数）

類 型（電算処理関係）		件数
1	公用車に設置したドライブレコーダー又は市所管の施設等に設置した防犯カメラにより個人の映像又は音声を記録すること。	3
2	審議会承認済みの業務システムのサーバ又は端末内に、当該業務システムとは別の業務に係るシステムを導入すること。	0
3	国、独立行政法人等が自治体に配布する全国統一の業務システムを導入すること。	2
類 型（電算結合関係）		件数
L GWAN回線を利用して市の電子計算組織と市以外の機関（国、L GWAN-ASP事業者等）の電子計算組織とを結合すること。		2
合 計		7

2 電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合の内容別紙のとおり

3 参考資料

令和元年11月29日付け令和元年度答申第4号答申書「個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について」

令和4年度における個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合についての内容

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

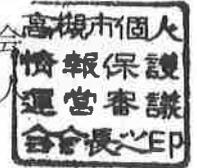
		電算処理又は電算結合の概要						
電算処理又は電算結合をした所属	処理の種類 (電算処理の類型番号)	導入するシステム	処理目的	保有する個人情報の種類	保有するデータの量	処理内容	システムの稼働時期	
1	住宅課	電算処理 (1)	防犯カメラ	市営川西住宅には、住棟のほか、駐車場や駐輪場、集会所などがあり、近年は、全国各地において不審者の目撃情報や窃盗事件等が数多く発生していることから、本市としてもより一層、入居者の安全な居住環境を確保する必要が高まってきていると考える。 また、防犯意識の向上から先般、入居者一同から本市に対し、駐輪場に防犯カメラの設置を求める要望書が提出されたところであり、実際に、駐輪される自転車やバイクの部品が盗難に遭う等の被害が発生している。 以上のことから、映像等の記録媒体を設置し、防犯性の向上及び入居者の安全確保に努めることは、適正な住宅管理業務の遂行にも資すると考えられるため、当該駐輪場に防犯カメラを設置しようとするもの	防犯カメラにより記録された個人の画像	人数：不特定多数 件数：不特定多数 GB等：防犯カメラの映像を同時かつ標準解像度において、毎秒10枚以上記録でき、14日間以上記録できる容量を有する	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に設置する防犯カメラと住棟内の施設可能な場所に設置する記録用機器を専用回線で接続する。 録画データは記録用機器に14日間保存され、保存期間が経過した当該記録データについては、上書きによる自動消去を行う。 利用制限として、ログインパスワードを管理し、外部記録媒体への保存は原則禁止とする。 捜査機関からの照会等により記録データの外部提供が必要な場合は、当該記録データを指定された外部電磁的記録媒体（USB）に複写し、目的達成後は直ちに消去を行う。なお、外部提供は必要最小限の範囲を、外部提供用の媒体に記録するものとする。 	令和4年度前期
2	危機管理室	電算処理 (3)	大阪府被災者支援システム	災害発生後の被災者に対し、家屋等の被災状況をシステム上で管理し、効率かつ迅速な被災者支援を実現するもの	罹災証明書を発行する必要がある個人に係る住民基本台帳データ及び土地家屋データのうち支援に必要な個人情報	約10OMB/罹災証明書を発行される個人のデータ	<ul style="list-style-type: none"> LGWAN環境のサービスのため行政ネットワーク端末から大阪府の提供するシステムを利用する。（システム管理は大阪府で行う。） 利用制限としてシステムのログインIDとパスワードを関係所管課にそれぞれ配布し、各所管課においては操作者の割当てを必要最小限度とする。 被害調査部が被災状況等について主にデータを入力しており、本市としては罹災証明書を発行する場合において利用する。 本市における被災者支援の項目が32あり、項目ごとの関係所管課が被災者の保護履歴や支援制度情報を必要に応じてシステムに登録する。 	令和4年10月1日
3		電算結合						
4	交通部運輸課	電算処理 (1)	防犯カメラ	川西滞留所については、住宅地内に位置しており、夜間は滞留所内は無になることから、地域の防犯性を高め、市民が安心して過ごせる生活環境を整備する必要がある。また、滞留所内には休憩所も設置していることから、防犯カメラを設置することで、滞留所内における犯罪行為等を予防するとともに、事件・事故等の発生時に的確に対応できることとしたもの	防犯カメラにより記録された個人の映像	128GB/10日間	<ul style="list-style-type: none"> MACアドレスフィルタリング機構及びWPA2-PSK（AES）を採用し、無線LANステルス機能など第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じる。 アクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び記録データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できないよう処置を講じる。 アクセスポイントを介しての通信を必須とし、専用端末間での無線通信はできないよう処置を講じる。 データを記録するSDカードには、ID・パスワード制限を設定し、一部の担当者のみ閲覧できるようにする。 保存期間が過ぎた記録データについては、自動的に消去されるが、情報提供等の必要があれば、データを外部記録媒体に複写し、目的達成後は直ちに消去を行う。 	令和4年12月1日
5	農林緑政課	電算処理 (3)	農林水産省共通申請サービス（通称eMAFF）	経営所得安定対策交付金の事務所で使っている「地域農業再生支援システム」の営農者データをeMAFFに移行し、将来的に経営所得安定対策交付金を含む農林水産省所管の法令に基づく様々な手続きや補助金・交付金に係る事務処理を行うもの	氏名、住所、電話番号、耕作農地の地番及び面積	市内農家数：約1700件、約7000筆	<ul style="list-style-type: none"> 営農者が直接eMAFFに交付金申請者情報を入力する。 eMAFFに入力された交付金申請者情報を基に市が審査、承認する。 システムを使用する行政ネットワーク端末は1台のみに限定する。 ログインID・パスワードを設定し、操作者を限定する。 LGWAN回線を利用しクラウドシステムに接続する。 	令和4年12月下旬
6		電算結合						

電算処理又は電算結合の概要								
電算処理又は電算結合をした所属	処理の種類 (電算処理の類型番号)	導入するシステム	処理目的	保有する個人情報の種類	保有するデータの量	処理内容	システムの稼働時期	
7	歴史にぎわい推進課	電算処理(1)	防犯カメラ	本市の公園においては、遊具、トイレ設備等に対する損壊や落書きのほか、盗撮などの犯罪行為が発生しており、特に大規模な都市公園では、人目につきにくい場所が多くあるのに対し、行政や地域による見回りを行うだけでは対応が困難な状況となっている。そのような中、公園の防犯性を高め、市民が安心して公園を利用できる環境を整備するかが重要な行政課題となっており、近年、防犯カメラの設置が進められている。現在整備を進める高槻城公園の中央エリアについても、規模が大きく(約1.9ha)広範囲から利用者が多く集まることから、公園入口など通行が多い場所に防犯カメラを設置することで、公園内における犯罪行為を予防するとともに、事件・事故等の発生時に的確に対応できるようにすることとしたもの	防犯カメラにより記録された個人の映像	128GB/10日間	<ul style="list-style-type: none"> • MACアドレスフィルタリング機構及びWPA2-PSK (AES) を採用し、無線LANステルス機能など第三者による無線LANの不正アクセスを防止する処置を講じる。 • アクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び記録データの暗号化により、第三者が安易に再生・編集できないよう処置を講じる。 • アクセスポイントを介しての通信を必須とし、専用端末間での無線通信はできないよう処置を講じる。 • データの検索・閲覧、記録データの複写、外部記録媒体への保存等、各操作段階におけるアクセス権限に応じたアクセスログを記録する。 	令和5年3月15日

令和元年度答申第4号
令和元年11月29日

高槻市長 濱田 剛史 様

高槻市個人情報保護運営審議会
会長 片桐 直人



答 申 書

令和元年7月11日付け高総法第354号で諮問のあった事項について、次のとおり答申します。

諮問件名	個人情報の電算処理及び個人情報を処理するための電子計算組織の結合について
関係規定	条例第12条の規定に基づく新たな電算処理に関する事項 条例第12条の2第1項の規定に基づく電子計算組織の結合に関する事項 条例第23条の2の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要事項
諮問課	総務部 法務ガバナンス室 (旧法務課)
審議日	令和元年7月22日
審議結果	承認
内 容	
<p>本市においては、電子計算組織を利用した個人情報の処理(以下「電算処理」という。)又は個人情報の処理を目的とした市の電子計算組織と関係機関の電子計算組織との結合(以下「電算結合」という。)を行う場合には、高槻市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条又は第12条の2第1項の規定により、事前に高槻市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くこととしている。</p> <p>しかし、近時、情報社会が進展する中で、電算処理の容易化や情報ネットワーク技術の多様化が進み、電算処理及び電算結合(以下「電算処理等」という。)に該当する案件が多数諮問されるに至っている。その中で、従前の審議を通じて個人情報の保護措置が標準化されているものや、審議会で承認された保護措置の範囲内で新たな処理が行われるものなど類似の案件が少なくない点に鑑みれば、これらを都度、審議会に諮問することは、住民のニーズへの迅速な対応や、限られた経営資源の中で効率的な行政運営を行うに当たって支障となることが懸念される。</p> <p>そこで、諮問を要する電算処理等のうち、一定の要件を満たすものに限り、個別に審議会の意見を聴くことなく適時に行い得るようになるため、事例の類型化及び運用方法の見直しを行うことから、条例第12条の規定に基づく新たな電算処理及び条例第12条の2第1項の規定に基づく電子計算組織の結合並びに条例第23条の2第1項の規定に基づく個人情報保護制度の運営に関する重要な事項として、審議会に諮問されたも</p>	

のである。

本審議会は、本件を慎重に審議した結果、下記の類型に掲げる電算処理等については、本件諮問に係る運用において必要な保護措置が講じられるものと認められることから、今後、原則として審議会への諮問を要さないものと判断し、本件を承認する。ただし、次の条件を付すこととする。

- (1) 類型1(1)について、捜査機関に記録データを提供することを前提として公園等のパブリックスペースに防犯カメラを設置する場合については、審議会の意見を求めること。
- (2) 各類型に該当するか否かを判断し難い場合や、取り扱う個人情報の種類、量等から、特に慎重な取扱いを要する場合については、審議会の意見を求めること。
- (3) 各類型に該当すると判断して電算処理又は電算結合を行った場合は、その旨を審議会に報告すること。

記

【諮問を要しない類型】

1 電算処理関係（条例第12条）

- (1) 公用車に設置したドライブレコーダー又は市所管の施設等に設置した防犯カメラにより個人の映像又は音声を記録すること。
- (2) 審議会承認済みの業務システムのサーバ又は端末内に、当該業務システムとは別の業務に係るシステムを導入すること。
- (3) 国、独立行政法人等が自治体に配布する全国統一の業務システムを導入すること。

2 電算結合関係（条例第12条の2）

LGWAN回線を利用して市の電子計算組織と市以外の機関（国、LGWAN-ASP事業者等）の電子計算組織とを結合すること。